

岩手県告示第10号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成26年岩手県告示第421号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成27年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町
- 2 実施した期間 平成26年7月15日から同年12月12日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（水準測量）